

⑦行政・公務員による差別事件

徳島県で起きた海上自衛隊自衛官Tによる差別発言事件の控訴審判決が二〇〇六年九月に出されている。事件は、カラオケスナックで被差別部落出身の同僚Hさんを前にして、『『四つのお願い』を歌うのは部落民』と発言したことに始まっている。Hさんは、これ以降繰り返されるTの差別発言に対して、またTの妻（自衛官）が被害者Hさんの抗議を恐喝として上司に申告したことに対して、二〇〇四年八月、損害賠償を求めて徳島地方裁判所に提訴、二〇〇五年一〇月、裁判所はTの不法行為を認める判決を出したが、同年一月、事実認定の誤り、Tの妻の責任を認めなかったことを不服としてHさんが控訴していた。

二〇〇六年九月五日、高松高裁で出された控訴審判決（馬淵勉裁判長）の内容は、差別発言を受けたHさんへの慰謝料を一審の三〇万から四〇万円に引き上げ、弁護士費用として五万円を認め、自衛官の差別発言が三回あったことなどを認めたものの、判決内容はTやその妻、その母親の行為が、「(Hさんの) 気持ちを逆なでするものであっても」としながら、徹頭徹尾差別した側を擁護するものとなっている。判決後の報告集会でHさんは「残念だが、差別発言自体は事実と認めた。この抜本的な責任はどこにあるか、負けないでがんばっていく」と決意を述べた。また赤井中央執行委員は「司法での闘いは決着したが、法務省、自衛隊などへの闘いはまだ残っている。この闘いをつぎへのステップとし、真相解明に向かいたい」と今後の闘いの方向を示した。

京都府では、綾部市元総務部長による差別発言事件が発覚している。二〇〇六年一月二六日午後九時三〇分ごろ、福知山市職員二人が別べつにお好み焼き屋に立ち寄ったところ、顔見知りの綾部市元総務部長と会った。元部長はかなり酔っており、二人との会話のなかで、「部落民は仕事もできんのに市役所に入っている」「部落民は別の部屋でカギをかけ、人が入れんようにして、仕事もせん」などと話したというもの。

これまでの確認会、糾弾会で、元総務部長は、行政のなかで経験してきた偏見が酒を飲んで出たことや、三八年間で相当な数を受けた研修は知識としては理解していたが、告発で差別意識に気づけたことを述べ、今後は勉強したことを生かしていきたい、と決意を明らかにしている。

愛知県でも、二〇〇六年八月に、甚目寺町職員が甚目寺支部のKさんに「あんたは怖い村の人だから、ものは言わない」と差別発言をした事件が起きている。